

4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した際は、速やかに大学学長より文部科学省に報告する。文部科学省や大学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、その事態への対処および同種事態発生の防止対策にあたる。
- (2) 関係諸機関や有識者との連携や支援を必要とする場合や、調査・対応などに第三者機関をおくことが適当であると認められる場合は、文部科学省や、大学附属学校部、大学危機管理室との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、適切に助言・援助を求める。
- (3) 本校が重大事態の調査主体となる場合は、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、特設組織を編成し、質問紙など適切な手段によって綿密な調査を実施する。また調査により明らかとなった事実について、加害児童生徒、被害児童生徒、およびその保護者に対して適切に情報提供を行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案に対しては、文部科学省や、大学附属学校部、大学危機管理室との連携・支援・指導助言等のもと、所轄警察署と連携してこれに対処する。児童生徒の生命、身体、財産に重大かつ深刻な被害を生じさせるおそれがあるときは、直ちに大学附属学校部、大学危機管理室・大学学長へ報告するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (5) いじめを行う児童生徒に対して、当該児童生徒に懲戒を加えることが教育上必要であると認められるときは、「学校いじめ対策委員会」で検討して、学校教育法第十一条の規定に基づき、大学附属学校部、大学危機管理室・大学学長へ報告するとともに、適切に当該児童生徒に対して懲戒を行う。